

令和5年度
協同農業普及事業外部評価実施報告書

令和6年1月

香川県農政水産部農業経営課

目 次

1	はじめに	1
2	外部評価の概要	1
3	評価委員会の開催	2
4	評価結果	2
5	終わりに	2
[協同農業普及事業外部評価調書]		
普及指導活動課題3 活力あふれる農村の振興		
評価対象課題		
	(1) 鳥獣被害防止対策の推進	
	(中讃農業改良普及センター)	3
	(2) 地産地消・6次産業化の推進	
	(小豆農業改良普及センター)	5
	(3) 地域活性化に向けた地産地消及び食育の推進	
	(西讃農業改良普及センター)	7
	(4) 農村や中山間等の活性化	
	(東讃農業改良普及センター)	9
[参考]	協同農業普及事業外部評価実施要領	11

1 はじめに

行財政改革が推進される中で、情報公開により透明性を確保しつつ、効率的・効果的な事業の実施を図っていくことが求められている。

本県では「協同農業普及事業の実施に関する方針」に示したとおり、従来から実施してきた組織内部の活動の点検や評価以外に、外部評価制度を平成17年度から本格導入し、幅広い視点から普及事業に関して客観的な評価を得るとともに、その評価結果を普及事業へ反映することに努めている。

本年度は次のとおり協同農業普及事業外部評価委員会(以下「評価委員会」という。)を開催し、そこで審議された結果を報告書として取りまとめた。

2 外部評価の概要

1) 評価委員会の設置

外部評価を行う機関として、香川県農業技術総合推進検討会の内部組織である評価委員会を設けた。

役 職	氏名 (敬称略)	所 属 ・ 職 名
委員長	秋 光 和 也	国立大学法人香川大学農学部 学部長 (～R5. 9. 30)
	小 川 雅 廣	国立大学法人香川大学農学部 学部長 (R5. 10. 1～)
委 員	六 車 孝 雄	香川県農業経営者協議会 会長
	大 西 千 明	認定農業者、農業士
	竹 内 一 之	I F K 会長
	田 村 照 栄	東かがわ市農業委員会 会長
	嶋 貫 伸 二	株式会社日本政策金融公庫高松支店農林水産事業 事業統轄
	野 田 法 子	一般社団法人香川県婦人団体連絡協議会 会長
	谷 本 小百合	株式会社高松リビング新聞社 編集長
	萩 内 美 里	税理士法人共同経営センター 副所長

2) 評価対象課題の選定

本年度は普及指導計画、5か年計画(R3～R7年度)の3年度である。

評価対象課題の選定については、普及指導活動課題3の「活力あふれる農村の振興」を評価対象課題とした。本年度は、「鳥獣被害防止対策の推進」「地産地消・6次産業化の推進」「地域活性化に向けた地産地消及び食育の推進」「農村や中山間等の活性化」を対象課題とし、各農業改良普及センターが説明する課題について、委員の意見を踏まえて、4課題を決定した。

- | | |
|--------------------------|----------------|
| (1) 鳥獣被害防止対策の推進 | (中讃農業改良普及センター) |
| (2) 地産地消・6次産業化の推進 | (小豆農業改良普及センター) |
| (3) 地域活性化に向けた地産地消及び食育の推進 | (西讃農業改良普及センター) |
| (4) 農村や中山間等の活性化 | (東讃農業改良普及センター) |

3) 評価項目および評価の観点

課題ごとに次の5項目を評価した。

(1) 緊急性・必要性

[観 点] 一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。

(2) 普及計画の妥当性

[観 点] 支援対象の選定は妥当であるか。当初作成した計画は妥当であるか。

(3) 進捗状況・活動目標に対する達成度

[観 点] 当初計画のとおり進んでいるか。

(4) 普及指導活動による成果の波及効果

[観 点] 当初の見込みどおりの成果が得られそうか。または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。

(5) 普及活動体制等の妥当性

[観 点] 農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。
農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。

4) 評価方法

委員は、3) の評価項目について5段階の点数評価を行うとともに、評価対象の普及指導活動に対する意見を評価委員会に提出する。

評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、評価委員会の総合評価を決定する。

委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。

(1) より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス

(2) 参考となる意見

5) 評価結果の活用

事務局は、評価対象機関の改善実施状況についてフォローアップに努める。

評価対象機関は、評価委員会の指摘等を受けて考え方を整理し、普及指導活動や次年度の計画策定に反映させることに努める。

3 評価委員会の開催

1) 評価委員会(第1回)

(1) 日時・場所 令和5年9月1日(金) 香川国際交流会館3階 第4～6会議室

(2) 出席委員 秋光委員長、六車委員、大西委員、竹内委員、田村委員、嶋貫委員、野田委員、谷本委員、萩内委員

(3) 議題 「評価対象課題についての説明」

2) 評価委員会(第2回)

(1) 日時・場所 令和5年10月10日(火) 県庁本館12階 大会議室

(2) 出席委員 小川委員長、六車委員、竹内委員、田村委員、嶋貫委員、野田委員、萩内委員

(3) 議題 「評価対象課題の総合評価」

4 評価結果

「協同農業普及事業外部評価調書」参照

5 終わりに

各委員の方々には御多忙の中、時間を割いていただき、極めて有益な御提言、御意見をいただいたことを深謝申し上げます。評価結果をもとに、普及指導活動の改善を図ってまいります。

外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対象機関名	中讃農業改良普及センター		
普及指導課題名	鳥獣被害防止対策の推進		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担当者数	8人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項] 農村、特に中山間地域では高齢化を背景に耕作放棄地が目立ち、イノシシやサルなどの野生鳥獣による農作物等被害と生活被害が常態化するなど深刻な状況にある。 そこで、鳥獣被害防止対策の推進のため、①実態把握、②鳥獣害防止技術の普及・啓発、③重点組織・集団の鳥獣対策支援、④活動体制の構築に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（令和3年度当初→令和7年度末目標）] 鳥獣被害防止の対策に集落や組織ぐるみで取り組むことにより鳥獣被害の軽減が図られ安定した農業生産が維持される。</p> <p>○地域ぐるみで取り組む集落・組織数（うち普及モデルとなる集落・組織数） 0（0）→15（1） 令和4年度実績 1（0）</p>		

総合評価	評価基準	A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当 C 実施する必要はない ※2度目の評価を受ける課題においては、Aの基準を「計画のとおり普及活動を実施できている」とする。	

アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少、高齢化による鳥獣被害対策にかかる人手不足が問題として挙げられているが、今後は地域の相互扶助などの集落機能のみならず、ICT 捕獲機器等を用いた対策も検討していく必要があるのではないかと。 ・ 緩衝地帯に有害鳥獣が嫌う作物を植えるなど、他地域での事例も参考に有効策を検討いただきたい。 ・ 中讃管内における被害は減っているが、耕作放棄があることも影響しているのか。侵入防止柵の設置と緩衝帯の整備はそれぞれどのくらいのコストでどのくらいの成果につながるのか、分かるようであれば知りたい。
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常に大きな問題となっているが、一定の成果は認められていると判断できる。 ・ 最近、農地転用による宅地化により、圃場の減少の影響で鳥獣被害も多い。何か対策はないものか。 ・ 獣害対策（特にイノシシ）の必要性が特に認められる。約10年間における対策によるも、被害が増加傾向であり、国の事業に対応できる状態（中山間の用水路、畦畔等）の維持が難しくなっている。 ・ 鳥獣被害は現況ではますます広がると思う。さらなる普及活動が必要では。

(令和5年12月15日回答 中讃農業改良普及センター)

○耕作放棄地と鳥獣被害対策について

甚大な被害を受けていた農地が耕作放棄地になった場合などが、被害の減少に含まれている可能性もあるが、近年、被害が減少した要因の多くは地域の方々が取り組まれた鳥獣被害対策が功を奏したものと考えている。具体的には、侵入防止柵と緩衝帯の設置や定期的に行う鳥獣の追い払い活動も効果的であり、被害の減少に寄与している。

しかしながら、耕作放棄地の拡大は、野生鳥獣の生息域拡大に繋がり、今後の被害拡大に繋がる可能性をはらんでいるため、地域の話し合いによって耕作放棄地の解消や、緩衝帯の設置などを支援してまいりたい。

○効果的な鳥獣被害対策の推進について

被害対策は、獣種を問わず、生息環境管理、侵入防止対策、個体群管理の三つの対策をバランスよく取り組むことが必要である。捕獲の実施を強く求められるところであるが、野生鳥獣のえさ場になるような野菜くずの廃棄や水稻のひこばえの放置をなくすよう、農家や地域住民に対して啓発活動を行うなど、生息環境管理と侵入防止対策を組み合わせる、基本的な取組みを推進してまいりたい。

○モデル集落の育成について

年次、季節、栽培品目等による被害状況の変動も大きいいため、対策に向けた動機づけが非常に難しいところがある。また、一部の農家だけで取り組んでも効果が実感されないことが多く、地域ぐるみの対策につなげることが重要である。こうしたことから、今後は、先進地域での取組みや効果が認められる技術を活用して、まずは中讃管内でモデル集落を育成してまいりたい。

(総括)

普及指導員が関係機関、農家、地域住民などをつなぐコーディネーターとして、鳥獣被害対策の一層の強化を図ってまいりたい。具体的には、関係機関との連携を強化し、農家や地域住民に対して対策の重要性や具体的な取組み方法について啓発活動を行うとともに、地域の話し合いや意見交換の場を設けることで、地域ぐるみの対策を推進してまいりたい。

評価対象機関の考え方

外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対象機関名	小豆農業改良普及センター		
普及指導課題名	地産地消・6次産業化の推進		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担当者数	4人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>管内には優れた加工・発酵技術を有する食品加工業者が多く存在し、新商品の開発や商品の付加価値を高めるため、特徴ある農産物の生産が求められている。一方、管内には利用可能な農地や高い知識を有する高齢な農業者が存在するが、十分活用できていない。</p> <p>また、経営発展や多角化、女性の経営参画のあり方として6次産業化や農商工連携に取り組む農業者が増加しており、さらに十分な検証と多様な支援策が必要とされている。</p> <p>そこで、①特徴ある農産物の作付推進、②特徴ある農産物の掘り起こし、③6次産業化等による商品開発と販路拡大の支援に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（令和3年度当初→令和7年度末目標）]</p> <p>立地・気象条件などの地域特性を最大限に活かした特徴ある農産物を生産し、高齢な農業者の所得を確保するとともに、農地の有効活用（耕作放棄地の未然防止）につなげる。</p> <p>魅力的な商品開発や販路拡大、農商工連携等の取組の推進に当たっては、担い手自らがマーケティング能力を始めとした販売力を向上させることが重要であることから、意欲と新たな発想に富む人材を育成する。</p> <p>○特徴ある農産物の品目数（7品目→9品目 R4実績 7品目）</p> <p>○6次産業化や農商工連携に取り組む農業経営体数（33経営体→41経営体 R4実績 39経営体）</p>		

総合評価	評価基準	A
	<p>A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当</p> <p>B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当</p> <p>C 実施する必要はない</p> <p>※2度目の評価を受ける課題においては、Aの基準を「計画のとおり普及活動を実施できている」とする。</p>	
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6次産業化という農業の魅力効果を効果的に発信し、農業にチャレンジする認定新規就農者を着実に増やしている。普及指導計画の目標に生産者の作付面積や収量の目標が設定されており、官民一体となって事業に取り組んでいる様子が窺える。 ・ 新たな品目の採算の取れる収量の目安をいち早く確立し、それに向けての技術指導を通して、「魅力的な農業」に加え、持続可能な「儲かる農業」を実現していただきたい。島内での農商工連携による商品開発、生産支援の取り組みは、県内他地域でも参考になる。今後首都圏や海外への販路開拓を進め、小豆島産食品の価値を高め、農業生産額が増える取組を進めていただきたい。 ・ 小豆管内の加工技術は過去から盛んであり、地元での原材料供給体制を確立してほしい。特に、日本ゴマの作付け、供給を。 ・ 小豆島という地域でオリーブ、棚田、島外からの移住など期待するとともに、住民、特に女性の活躍と新ブランドの立ち上げのための資質の向上を望む。 	
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明確な成果が認められる。今後ブランド化に向けて引き続き推進を。 ・ 実需者とのつながりを作る機会は素晴らしい。生産者の収支が魅力的になればもっとよいと思う。 ・ 特徴ある農産物の生産に振り切る取組は、付加価値を高めたり話題性を作ったりする面からも良い視点と思われる。ソラマメしょうゆはすでにアレルギーのある人からは注目度の高い商品。こういった商品が誕生することを期待している。 	

(令和5年12月15日回答 小豆農業改良普及センター)

○特徴のある農産物の作付推進について

管内の食品加工業者から供給が求められているソラマメやゴマ、香川本鷹、バジル、長命草等の農産物に対して、引き続き農業者への栽培指導を継続していくとともに、需要に対応出来るよう生産農家を掘り起こしてまいりたい。

○特徴ある農産物の掘り起こしについて

島の立地・気象条件に適した農作物については、需要の動向を見極めつつ関係機関・団体と連携を密にし、引き続き新規品目の試験栽培や巡回指導に務めてまいりたい。

○6次産業化等による商品開発と販路拡大の支援

ビール麦による起業を目指す移住者と地元農業集団とのマッチングにより、地ビールの商品開発に寄与しているほか、海外販売展開を目指す地元酒造業者が求める地元産酒米の供給ニーズに応えるため、次年度以降の生産量の増大に向けて関連事業への取組み支援、生産者の確保及び栽培指導に務めてまいりたい。

(総括)

今後とも、地域生産者や流通のニーズに柔軟に対応し、小豆島の農業がより魅力ある農業となるよう、地産地消・6次産業化を通じて地域農業の活性化に努めてまいりたい。

外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対象機関名	西讃農業改良普及センター		
普及指導課題名	地域活性化に向けた地産地消及び食育の推進		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担当者数	5人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項] 豊かな食文化や自然環境を活かした地域の活性化を図るためには、地域農産物を利用・提供する学校給食関係者やかがわ地産地消協力店等と連携した地産地消の取組みが重要である。 また、将来を担う児童の地域農業への理解促進を図るためには、農業者や関係機関・団体等が取り組む食育活動への支援が必要である。 そこで、地域活性化に向けた地産地消及び食育の支援に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（令和3年度当初→令和7年度末目標）] 学校給食等での地域農産物利用や食育活動の取組みが拡大することで、需要に応じた生産活動や都市との交流が促進され、地域が活性化する。</p> <p>○個別の目標項目設定なし</p>		

総合評価	評価基準	A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当 C 実施する必要はない ※2度目の評価を受ける課題においては、Aの基準を「計画のとおり普及活動を実施できている」とする。	
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消+食育+経営のような、生産から販売まで、より農家の実体を見てもらえるカリキュラムがあれば魅力的だと思う。 ・ 学校給食への地元農産物調達が増えているとのこと、成果が表れている。収穫時期とメニュー時期の調整が難しく納品の障害になっているとのことだが、メニュー設定を柔軟に変更できないものか。児童のアレルギーなどの対応もあり難しいと思うが、引き続き調理側との対話を継続していただきたい。また産地側の冷蔵施設整備などを進めていただきたい。 ・ 三豊地区における若い担い手（特に、野菜栽培農家）が多数いると思われるので、生産者の組織的な協力を要請するべき。 ・ 長い目で見て大切な取組であり、積極的に活動できている。生産者の高齢化で引き継ぐ人材難とのことだが、食育の出前授業は必ずしも生産者でなくてよいのでは。生産者の思いをうまく伝えられる人に委託することは難しいのか。 	
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間で成果が明確にならなくても、確実に食育が進むことは地域にとって重要な取組と判断される。 ・ 生産から消費に至るまでの体験活動など、生産者と地域をつなげる活動を通して、食育基本法の理念に沿った食育活動を実施している。食育基本法では、学校、保育所のほかに、家庭、地域の食育の推進を掲げており、地域全体に県産品の消費が拡大するような活動も是非期待している。 ・ 普及センターの今後の役割を期待するとともに、普及活動の成果と人員の配置をさらに期待する。 	
評価対象機関の考え方	（令和5年12月9日回答 西讃農業改良普及センター） ○県産農畜産物の消費拡大について 農政課や農業生産流通課、JAなどと連携して「地産地消の日」の推進や「地産地消協力店」、「さぬき讃フルーツ」、「さぬき讃ベジタブル」などを積極的にPRすることにより、家庭や地域での食育を推進し、県産農畜産物の消費拡大を図ってまいりたい。 ○学校給食における地元農産物の利用拡大について 「西讃地区食育推進ネットワーク会議」などを通じて、学校給食を担う栄養士との連携を	

継続するとともに、学校給食に安定的に農産物を供給できるよう、引き続き農業者への栽培指導や施設整備を支援してまいりたい。

○食育活動について

企画振興部門に主担当者を配置するほか、品目に応じて他部門の協力を得る活動体制を継続するとともに、経営面も含めた食育活動も考えていきたい。また、今後もそれぞれの役割を明確にして、生産組織や農業法人などから新たな協力者を掘り起すなど、継続ができ、かつ効率的な方法を検討してまいりたい。

(総括)

今後も継続的に地域の農業者や関係機関・団体と連携して、地産地消や食育活動に取り組み、地域の活性化を図ってまいりたい。

外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対象機関名	東讃農業改良普及センター		
普及指導課題名	農村や中山間等の活性化		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担当者数	8人
普及活動の概要	<p>〔課題化の背景と普及活動事項〕 地域資源を活用した中山間地や島しょ部の活性化に向けて地域コミュニティを支援していく必要がある。 さとうきびについては地域の特性を活かした付加価値の高い農産物であるが、収穫作業の過重労働や高齢化による担い手不足などの課題がある。 また、農村の活性化を支える人材として、女性・高齢者の活躍の場を提供する必要がある。 そこで、①中山間地域の活性化、②地域特性を生かした特色ある農業の推進、③農村の活性化を支える人材の育成 に取り組む。</p> <p>〔計画期間終了時の姿と成果指標（令和3年度当初→令和7年度末目標）〕 中山間地や島しょ部の地域と多様な形で関わる「関係人口」が増加し、中山間地域の活力が増進する。 さとうきびなどの地域特産物の生産振興により、農業・農村の活性化を図る。 また、農村の活性化を支えるため、生活研究グループや農村女性起業家、むらの技能伝承士など、主体的に活躍する人材を育成する。</p> <p style="text-align: center;">○個別の目標項目設定なし</p>		

総合評価	評価基準	A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当 C 実施する必要はない ※2度目の評価を受ける課題においては、Aの基準を「計画のとおり普及活動を実施できている」とする。	
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の活性化や、地域そのものの観光資源としての活用によるブランド化を期待する。担い手の育成も必要。 ・ 他地域では、和三盆ラム酒や糖蜜コーラなど、地元企業による魅力的な商品開発で、さとうきびの需要が高まっている。売れるものに注力して、営農意欲を高め、生産力を高めてほしい。 	
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特色ある農業への支援は不可欠で、重要な取組と判断できる。 ・ さとうきび栽培について、経営指導、技術指導などの取組により、生産者の経営安定化や栽培面積の増加などの成果を上げていた。 一方で、香川県の製糖業者はわずか2社であり、新規生産者の確保やさらなる栽培面積の拡大には、和三盆の生産量や販売量について、製糖業者との連携が欠かせないのではないかと考えられる。 和三盆の製法の継承や、生産者と製糖業者が連携した活動など、香川県の歴史ある名産品が今一層広く浸透するよう、踏み込んだ活動を期待している。 ・ テーマ設定が大きすぎる印象があるが、特産品を活かした東讃地域らしい農業の推進については成果もあり、大いに期待している。 ・ 3か所の中山間地域で、それぞれ特徴ある組織活動を実施できており、後継者の将来の活動に期待する。 	

(令和5年12月14日回答 東讃農業改良普及センター)

○中山間地域等の活性化について

効率的な農業の展開が困難な中山間地域において、農村集落や地域農業の維持・保全を図っていくためには、地域住民が中心となって地域資源や特産品等を活用した賑わいづくりに取り組むなど、地域を守る意識の醸成が必要と考える。

このため、地域活動を行う組織の合意形成のための取組支援や要望に応じた地域特産農作物の栽培指導等を行うとともに、新たな地域資源の掘り起こしや特産品づくりに向けた提案を行うなど、地域ぐるみの取組みを推進することで地域の活性化を促進してまいりたい。

また、地域活動の中心となる人材の育成や地区内外の多様な人材との交流の促進などにより地域活性化に取り組む担い手の確保に努める。

○地域特性を活かした特色ある農業の推進について

さとうきびについては、特産品である和三盆の原料確保に向け、種きびの効率的な保存技術の確立や機械化等の検討を行い、安定的かつ効率的な栽培体系の確立を支援する。

また、生産者組織への支援を通じて実需者（製糖会社）とも情報交換等を行うとともに、普及センターが実施する「異業種交流会」への参加を促すなど商品開発や販路開拓を支援し、生産者の生産意欲の向上につなげてまいりたい。

○農村の活性化を支える人材の育成について

生活研究グループの活動支援や新たな人材の掘り起こしに市町と連携して引き続き取り組んでまいりたい。

(総括)

地域のニーズに対応した、地域活動の支援や地域特産品の生産振興、多様な人材の発掘と活動を支援することで、農村や中山間地域の活性化につなげてまいりたい。

協同農業普及事業外部評価実施要領

平成17年9月1日	17農経第30887号	農業経営課長
一部改正	平成23年8月 3日	23農経第23845号
一部改正	平成28年7月26日	28農経第38882号
一部改正	令和 2年8月26日	2農経第43322号
一部改正	令和 3年8月31日	3農経第35941号
一部改正	令和 4年8月30日	4農経第244677号
一部改正	令和 5年8月24日	5農経第113527号

第1 目的

農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）および農業経営課が実施する普及指導活動について、外部の専門家等による適切な評価（以下「外部評価」という。）を行うことにより、限られた予算、人材、設備等の資源を有効に活用しながら、県内農業生産現場が抱える課題について迅速に対応していくとともに、協同農業普及事業の根幹をなす普及指導活動の活性化を図ることを目的とする。

第2 外部評価制度の概要

（1）外部評価対象の課題選定

1）「協同農業普及事業の実施に関する方針」に基づいて設定した普及指導活動の基本的課題に沿って、各普及センター及び農業経営課が策定した普及指導計画（農業革新支援専門員活動計画）に定めている普及指導活動課題一覧の中から、評価する課題を選定する。

2）選定は、第4に規定する評価委員会の事務局が、各普及センター、評価委員会と協議して行う。（1）、2）の具体的な方法は第6に記載）

（2）外部評価の項目

外部評価の項目は、普及指導活動に共通する部分の中から定める。

（3）外部評価の種類

普及指導活動はPDCAサイクル（計画→実施→点検および是正→見直し）を繰り返しながら、継続的な改善を行っており、その中には事前評価、事後評価、追跡評価の要素を含んでいるので、外部評価の種類分けはしない。

第3 対象機関

- （1）東讃農業改良普及センター
- （2）小豆農業改良普及センター
- （3）中讃農業改良普及センター
- （4）西讃農業改良普及センター
- （5）農業経営課

第4 評価委員会の設置

- (1) 協同農業普及事業の外部評価を行う機関として、「香川県農業技術総合推進検討会」（以下「推進検討会」という。）の内部組織である「協同農業普及事業外部評価委員会」（以下「評価委員会」という。）をあてる。
- (2) 評価委員会は、第2の(1)で選定した課題に関する評価対象機関の取組みを評価する。
- (3) 評価委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、農業経営課に設置する。

第5 委員の選任

- (1) 評価委員会の委員については、推進検討会の会長が指名する。
- (2) 委員がその職務を遂行できなくなった時は、事務局は会長と協議して後任を選定する。
- (3) 委員は、評価を行うにあたっては、公正な立場から総合的な判断を行うとともに協同農業普及事業がより良いものとなるよう適切な助言を与えるよう努めるものとする。
- (4) 委員は、協同農業普及事業に係る個人情報など、外部評価を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

第6 評価対象とする課題の選定方法

- (1) 事務局は、普及指導課題一覧（様式1）を作成し、普及センターと協議の上で、各年度の評価対象とする課題および対象機関を選定し、評価委員会の承認を得て決定する。
この際、評価対象機関の間に職員数の差があるので、課題の選定にあたっては職員数に留意する。
- (2) 限られた時間内で外部評価を行う必要があることから、評価に適した単位で行う。ただし、概ね3年に1回は主要な普及指導計画が外部評価の対象となるよう計画的に評価対象を選定する。

第7 外部評価の観点

外部評価の項目	外部評価の観点	総合評価
緊急性・必要性	●一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。	●計画のとおり実施するのが適當 ●計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適當 ●実施する必要はない
普及計画の妥当性	●支援対象の選定は妥当であるか。 ●当初作成した計画は妥当であるか。	
進捗状況・活動目標に対する達成度	●当初計画のとおり進んでいるか。	
普及指導活動による成果の波及効果	●当初の見込みどおりの成果が得られそうか。 ●または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。	
普及活動体制等の妥当性	●農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。 ●農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。	

第8 外部評価方法および総合評価

- (1) 1) 委員は、外部評価対象の普及指導課題について、第7で定めた外部評価の項目に沿って、外部評価調書Ⅰ（様式2）を用い、5段階の点数評価を行うとともに、意見を評価委員会に提出する。
- 2) 評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、外部評価調書Ⅰ（様式2）を用い、評価委員会の総合評価を決定する。
- 3) 点数評価は、評価対象の総合評価を決定する唯一の基準とはしない。
- 4) 2) の評価委員会の総合評価は外部評価調書Ⅱ（様式3）に掲げる総合評価の選択肢の中から、いずれか一つを選択して決定する。
- 5) 各委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。
- ①より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス
- ②参考となる意見
- 6) 5) の意見に対し、送付された日から1か月以内に評価対象機関の考え方を外部評価調書Ⅱ（様式3）により回答する。
- (2) 外部評価調書の取りまとめは、事務局が行う。

第9 評価委員会の開催

- (1) 評価委員会は、毎年度、2日間程度開催する。
- (2) 第1日目は、評価対象機関によるプレゼンテーションを行う。
- (3) 第2日目は、第8に基づき評価を行う。
- (4) 評価委員会は、外部評価対象の課題数によっては、(2) および(3)に掲げる外部評価作業を1日で実施することができる。

第10 外部評価に関する関係書類の作成

評価対象機関は、普及指導計画・自己評価（様式4）を作成し評価委員会第1日目の10日前までに事務局へ提出する。事務局は各委員へ收受した書類を送付する。

第11 外部評価時期

評価対象機関および事務局は、外部評価結果を翌年度の普及指導計画の策定や普及指導活動に反映するため、第9から第11までに掲げる事務を、普及指導計画策定期間までに終えなければならない。

第12 外部評価結果の公表

外部評価結果については、県民に分かりやすい形で取りまとめ、外部評価結果の概要などを県のホームページへの掲載や普及センターおよび農業経営課での閲覧などにより広く公表する。（個人情報に該当するものは除く。）

第13 制度の見直し

毎年度、外部評価制度の点検を行うとともに、委員会で出された意見を参考として、必要な改善を加えていく。

第14 その他

- (1) 普及センターおよび農業経営課は、外部評価結果をできる限り尊重し、以後の普及指導活動に適切に反映させ、より効率的・効果的な普及指導の体制及び活動を行うよう努めなければならない。
- (2) 農業経営課は、外部評価の実施にあたり、評価対象機関の関係職員に過重な負担とならないよう、また本来の普及指導活動業務に支障が出ないよう、十分配慮しなければならない。

附則

この要領は、平成17年 9月 1日から施行する。

平成23年 8月 3日	一部改正
平成28年 7月26日	一部改正
令和 2年 8月26日	一部改正
令和 3年 8月31日	一部改正
令和 4年 8月30日	一部改正
令和 5年 8月24日	一部改正

様式 1

普及指導活動課題一覧（令和3年度～令和7年度）

普及指導活動課題		対象機関 (普及センター、農業経営課)
1 担い手の確保・育成		
1) 多様なルートからの新規就農者の確保	東讃、小豆 中讃、西讃	
2) 時代の変化に柔軟に対応する力強い担い手の確保・育成	東讃、小豆 中讃、西讃	
3) 地域を支える集落営農の推進と多様な組織の育成	東讃、小豆 中讃、西讃	
2 県産農産物の安定供給		
1) 米麦の生産振興	東讃、小豆 中讃、西讃	
2) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
3) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
4) オリーブ産業の振興	東讃、小豆 中讃、西讃	
5) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
6) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
3 活力あふれる農村の振興		
1) 鳥獣被害防止対策 2) 地産地消等の推進 3) 農村の活性化	東讃、小豆 中讃、西讃	
4 地域プロジェクト		
1) GAP等の取組による農業経営の持続性と農産物の安全性の確保	東讃、小豆 中讃、西讃	
2) 環境にやさしい農業の推進	東讃、小豆 中讃、西讃	
3) 農地最適利用マネジメントの推進	東讃、小豆 中讃、西讃	
5 重点プロジェクト	農業経営課 (革新支援センター)	

様式2

外部評価調書 I (委員用)

委員名

対象機関名	
普及指導課題名	

評価の項目 (各項目とも5段階評価)	採点 (○で囲んでください)
<p>【緊急性・必要性】</p> <p>・一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。</p>	<p>5 大いに認められる</p> <p>4 認められる</p> <p>3 概ね認められる</p> <p>2 あまり認められない</p> <p>1 認められない</p>
<p>【普及計画の妥当性】</p> <p>・支援対象の選定は妥当であるか。</p> <p>・当初作成した計画は妥当であるか。</p>	<p>5 大いにある</p> <p>4 ある</p> <p>3 概ねある</p> <p>2 あまりない</p> <p>1 ない</p>
<p>【進捗状況・活動目標に対する達成度】</p> <p>・当初計画のとおり進んでいるか。</p>	<p>5 大いに進んでいる</p> <p>4 進んでいる</p> <p>3 概ね進んでいる</p> <p>2 あまり進んでいない</p> <p>1 進んでいない</p>
<p>【普及指導活動による成果の波及効果】</p> <p>・当初の見込みどおりの成果が得られそうか。</p> <p>・または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。</p>	<p>5 大いに進んでいる</p> <p>4 進んでいる</p> <p>3 概ね進んでいる</p> <p>2 あまり進んでいない</p> <p>1 進んでいない</p>
<p>【普及活動体制等の妥当性】</p> <p>・農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。</p> <p>・農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。</p>	<p>5 大いに期待できる</p> <p>4 期待できる</p> <p>3 概ね期待できる</p> <p>2 あまり期待できない</p> <p>1 期待できない</p>

コメント

--

様式3

外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対象機関名			
普及指導課題名			
普及活動期間		担当者数	人
普及活動の概要			

総合評価	評価基準	
	<p>A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当</p> <p>B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当</p> <p>C 実施する必要はない</p> <p>※2度目の評価を受ける課題においては、Aの基準を「計画のとおり普及活動を実施できている」とする。</p>	
アドバイス		
その他参考意見		
評価対象機関の考え方	(令和 年 月 日)	

様式 4

1 普及指導計画

整理番号		○○農業改良普及センター									
課題名		担当者									
課題化の背景	前年度までの実績経過										
目標・あるべき姿											
関係機関名											
関連事業名											
計画期間											
目標項目（目標及び実績）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	到達目標	備考				
	当初目標										
	年度末実績										
令和 年度活動事項及び活動内容等（5年計画○年目）											
普及活動事項	対象者	目標項目及び現状値	当年度末到達目標	主な活動内容及び手段							

普及指導活動の進捗状況	
目標達成の見込み	
活動上問題の成果	
普及指導体制の指	※普及指導活動体制図を添付する

2 自己評価

評価項目	採点	コメント	採点基準
緊急性・必要性			5 高い
普及計画の妥当性			4 やや高い
進捗状況・活動目標に対する達成度			3 普通
普及指導活動による成果の波及効果			2 やや低い
普及活動体制等の妥当性			1 低い
合計（平均点）			※採点基準は様式2に準拠する。